

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年10月16日提出
【計算期間】	第1期（自 平成22年7月30日 至 平成23年8月17日）
【ファンド名】	野村新中国株投資(野村SMA向け) (以下「ファンド」といいます。なお、「野村新中国株投資 SMA」と称する場合があります。)
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	CEO兼執行役会長兼社長 岩 崎 俊 博
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年11月11日付をもって提出した有価証券報告書（以下「原報告書」といいます。）の「第一部 ファンド情報」の「換金価額」等に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正報告書を提出するものです。

2【訂正の内容】

第一部 【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

2換金(解約)手続等

原報告書の該当情報を以下の内容に訂正します。

※下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

受益者は、委託者に1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

換金価額は、換金のお申込み日の基準価額から信託財産留保額[※]を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

（以下略）

<訂正後>

受益者は、委託者に1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

換金価額は、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額[※]を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

（以下略）